

事業者による障害のある人への 「合理的配慮の提供」が義務化

☎ 障害福祉課 ☎ 内線1332

行政機関などに義務付けられていた「合理的配慮の提供」が、障害者差別解消法の改正により4月1日から民間事業者に対しても義務化されました。

合理的配慮とは

障害のある人が社会の中で感じるバリアを取り除く取り組み。負担が重すぎない範囲で、環境の整備などの対応をすることが求められています。

合理的配慮の提供や障害者差別の相談窓口

県では、合理的配慮の提供や障害者差別に関する相談窓口として「茨城県障害者差別相談室」を設置しています。来所での相談のほか、電話、ファクス、電子メールでの相談も受け付けています。

※詳細は、(一社)茨城県手をつなぐ育成会ホームページをご覧ください。

◆茨城県障害者差別相談室(茨城県手をつなぐ育成会委託)

受付時間 平日9:00～17:00(年末年始を除く)

所在地 水戸市千波町1918セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階

電話 029-246-6049

ファクス 029-246-6048

(一社)茨城県手をつなぐ
育成会ホームページ



合理的配慮の提供に係る費用を助成

☎ 障害福祉課 ☎ 内線1332

市は、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、障害のある人に必要な合理的配慮の提供に係る費用の一部を助成しています。助成金は、物品などの購入後、または工事施工後に交付となります。

対象経費：助成限度額

▶コミュニケーションツールの作成費(点字メニューなど)：1万円

▶物品購入費(折り畳み式スロープ、車いす、筆談ボードなど)：5万円

▶工事施工費(階段などへの手すりの設置、段差の解消など)：10万円



筆談ボード(例)

助成対象者

▶市内に事務所・事業所がある民間の事業者

▶自治会など地域の団体

▶市内で活動するボランティアグループなど市民活動団体

市ホーム
ページ



申込

直接：市に相談の上、申請書に必要事項を記入して障害福祉課に提出

※申請書は窓口か市ホームページから入手可

農業委員・農地利用最適化推進委員 令和7年4月からの新しい委員を募集

☎ 農業委員会 ☎ 内線2102

農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和7年3月31日で任期満了を迎えるため、新しい委員を募集します。

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方へ推薦や応募はできませんが、兼務はできません。

任期 7年4月1日～10年3月31日

※農地利用最適化推進委員は委嘱日から10年3月31日まで

推薦・応募 資格

▶農業に関する識見がある方

▶農地などの利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の管轄する事項に、職務を適切に行うことができる方

定員 農業委員：14人、推進委員：12人 ※多数は選考

申込方法 直接：推薦書や応募届出書に必要事項を記入の上、農業委員会に提出(市役所開庁日のみ)

※推薦書・応募届出書は農業委員会事務局か市ホームページで取得可

申込期間 12月6日(金)～7年1月8日(水)



市ホーム
ページ

受講者募集

マッチ Match起業セミナー 2024 (第5回)

☎ (一社)とりで起業家支援ネットワーク

☎ 0120-737-779 (平日10:00～16:00)

起業支援の実績豊富な講師陣による充実のセミナーです。創業期に必要な知識が習得できます。4月～令和7年2月の偶数月に全6回開催予定です。※1回のみ参加も可能です。

日時 第5回：12月13日(金)

セミナー…18:30～19:30、交流会…19:30～20:30

会場 マッチハコとりで(リボンとりで5階)

テーマ 2000社以上の財務諸表を見てきた元銀行員が事例を使ってやさしく解説します！知っておきたい財務の「イロハのイ」

講師 福田智浩氏(ライトハウス・コンサルティング代表)

定員 先着20人

受講料 1回1,000円

申込 ホームページ、電話

※6回目の日程・講師は、決まり次第、広報とりででお知らせします。

申込は
こちら



政治倫理審査会委員を募集します

☎ 総務課 ☎ 内線1121

取手市政治倫理条例で設置が規定されている、政治倫理確立のために資産・所得の報告書などの審査や、市民からの請求に応じた必要な事項の調査などを行う政治倫理審査会の委員を募集します。

定員 3人

※多数は選考。結果が決定次第、個別に通知

主な職務 ▶市政治倫理条例の規定に基づき、市長・副市長・教育長の資産・所得の報告書などを審査

▶市民から調査請求のあった場合の調査・審議

任期 3年(令和7年3月1日～10年2月29日)

応募資格 市長・市議会議員の選挙権がある方

※市長・副市長・教育長・市議会議員の職にある方と、その2親等以内の親族、同居の親族、市職員は除く

応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、応募動機の作文(800字以内)を添付して以下のいずれかの方法で提出

▶直接：総務課へ持参(市役所開庁日のみ)

▶郵送：〒302-8585 寺田5139 総務課宛て ※消印有効

▶電子メール：soumu@city.toride.ibaraki.jp

※応募用紙は総務課または藤代総合窓口課か、市ホームページで取得可

応募期間 12月16日(月)まで

市ホーム
ページ

